

## 行政刷新会議事業仕分け第3弾（再仕分け）について

### 1. 日程・場所

11月15日（月）～18日（木）

於：TOCビル（品川区西五反田）

### 2. 公開による再仕分けの対象事業

（厚生労働省）

- 医師確保、救急・周産期対策の補助金等
- 治験拠点病院活性化事業費
- （独）国立病院機構運営費交付金
- 生活衛生振興助成費等補助金
- 生活衛生営業指導費補助金 ※
- 生活衛生関係営業対策事業費補助金
- 審査関連業務（（独）医薬品医療機器総合機構）
- 安全対策業務（（独）医薬品医療機器総合機構）
- シルバー人材センター援助事業
- 女性と仕事総合支援事業（（財）女性労働協会）
- 男女ワークライフ支援事業
- 介護予防事業（地域支援事業の一部）
- 所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ※
- 高齢者医療運営円滑化等補助金

・※は、行政事業レビュー公開プロセス対象事業

・また、独立行政法人については、春の省内事業仕分けで議論

### 3. 平成23年度予算編成過程において対応を求められている事業

第13回行政刷新会議（11月9日）資料から抜粋

平成22年11月9日

行政刷新会議

過去の事業仕分け等の反映状況の検証結果を踏まえた  
対応について

事業仕分け第3弾（後半）の再仕分けの対象となる事業については、関係府省からのヒアリングや事業シートのチェック、現場の実態を把握するための現地調査等を通じ、対象事業候補の選定を行ってきた。

候補の選定過程においては、公開の場で再仕分けを行う事業以外にも、別紙の指摘内容のとおり、事業仕分け第1弾、第2弾及び行政事業レビューの評価結果や取りまとめコメントの指摘の平成23年度概算要求への反映が不十分と見られる事業があった。こうした事業の存在を放置すれば、政権の基盤をなす最重要施策であり、今まで国民に見えなかった予算編成過程を明らかにし、行政の透明性を高め、無駄の根絶を図るという事業仕分けの意義を損なうおそれがある。

このため、関係府省・部局に対し、平成23年度予算編成過程において、広く国民に対する説明責任を果たしつつ、別紙の指摘を踏まえた適切な対応を行うことを求める。

## 厚生労働省

事業名等	健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費） 健康増進重点プロジェクト事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-1</p> <p>「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：廃止</li> <li>・とりまとめコメント</li> </ul> <p>この事業は廃止とさせていただく。理由としては、地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を発揮する必要がないこと、国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっていること、財政状況が厳しい中、整理合理化すべきであること。</p> <p>また、契約している財団との関係について、天下りを繰り返している法人に随意契約という形で公金を支出する合理性は認められない。</p>
指摘内容	<p>「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」が平成21年度に廃止された一方で、対象をメタボや糖尿病の予備軍に限定した食生活・運動教室などの健康づくりに関する取組み等を実施するためとして、平成22年度には「健康増進重点プロジェクト事業」が新設されている。</p> <p>「地域で食育活動が育ってきており国がもはやこの事業で指導的役割を発揮する必要がないこと、国・地方・各省で同様・同趣旨のことをやっていること」とのとりまとめコメントのとおり、メタボ・糖尿病に関連した食育事業はすでに各所で行っており、事業仕分け第1弾における「健康増進対策費（地域健康づくり推進対策費）」の評価結果及びとりまとめコメントに則した対応が行われているとは言い難い。</p>

事業名等	キャリア交流事業費
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-12</p> <p>「キャリア交流事業費」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：実施は各自治体／民間の判断に任せる</li> <li>・とりまとめコメント</li> </ul> <p>この事業については自治体・民間実施と判断したい。理由としては、ハコモノ投資として予算の6割くらい（庁費及び土地建物借料）が使われている実態は、やはりこのご時勢では理解できない。また、地方自治体や民間、とりわけ地方自治体においては、十分に能力や人員が備わっているということもある。現場に近い地方自治体、または民間に任せる方がよい。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾において「実施は各自治体／民間の判断に任せる」とされたにもかかわらず、平成22年度において国の委託事業として複数年契約で行っており、事業仕分け第1弾の評価結果に則した対応が行われていない。</p>

事業名等	キャリア形成促進助成金
事業仕分け結果等	<p>○行政事業レビュー公開プロセス 事業番号 784</p> <p>「キャリア形成促進助成金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開プロセスの結論：事業の廃止（一定期間経過後） <ul style="list-style-type: none"> <li>「直ちに廃止」：1名</li> <li>「一定期間経過後に廃止」：3名</li> <li>「国が実施する必要なし。地方公共団体の判断に任せる」：1名</li> <li>「国が実施する必要なし」：1名</li> <li>「地方及び民間の判断に任せるべき」：1名</li> <li>「事業は継続するが、更なる見直しが必要」：1名</li> </ul> </li> <li>・とりまとめコメント（概要） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費としての投入を一定部分はしなければならないが、他の様々な支援メニューとの統合・戦略的な分析をした上で立て直すべき。</li> <li>・事業本来のそもそものあり方に立ち返って抜本的に検討することが必要。</li> <li>・予算監視・効率化チームの所見：事業の廃止（一定期間経過後） 中小企業事業主の能力開発への支援、ジョブ・カードの推進など今後の政策推進に真に必要なメニューを除き廃止、継続するメニューについても支援内容を見直すなど、全ての支援メニューを抜本的に見直して、予算要求する。 内容としては、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、自発的職業能力開発支援の一部メニュー及び大企業向け助成について平成23年度から廃止し、中小企業雇用創出等能力開発助成金については、遅くとも新成長戦略の目標期間の中間年である2015年を目途に廃止する。</li> </ul> </li> </ul>
指摘内容	<p>厚生労働省が作成した行政事業レビュー公開プロセスのとりまとめコメントの概要では、「国費の投入を一定部分しなければならない」と整理している。しかしながら、議事録によれば、一部の評価者の意見であり、また、評決の分布を参照しても、評価結果「事業の廃止（一定期間経過後）」に係るコメントとしては「事業そもそものあり方に立ち返って抜本的に検討していただくことが必要ではないか」が妥当であり、コメントの概要が事実を反映したものとなっていない。</p>

	<p>このため、「キャリア形成促進助成金」のうち今後も継続して実施することとしているメニューについて、行政事業レビュー公開プロセスの結論等に則した対応が行われているとは言い難い。</p>
--	---

事業名等	技能向上対策費補助事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-19(2)</p> <p>「技能向上対策費補助事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：予算要求の縮減（半額）</li> <li>・とりまとめコメント</li> </ul> <p>技能向上対策費補助事業については、結論は分かれているが、補助金ありきの試験制度では本当の試験のニーズはわからない、いつまで補助金を出し続けるのかという問題があることから、まず、予算を半減とする。そして、多くの検定職種を整理・統合するとともに、ニーズがあるものはマーケットで価格が決まることから、補助なしで実施すること。加えて、全国技能士会連合会への補助は廃止すること。</p>
指摘内容	<p>平成22年度予算は、概算要求に対し21%の縮減、平成23年度概算要求は、同23%の縮減にとどまっております、事業仕分け第1弾の評価結果に則した予算及び予算要求の縮減（半額）が行われていない。</p>

事業名等	<p>障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）</p> <p>障害者総合福祉推進事業</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-14</p> <p>「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：廃止</li> <li>・とりまとめコメント</li> </ul> <p>結論に至る理由としては、まず平成18年度から累計68億円の研究費で543本もの蓄積がある。この成果を利用すれば、十分に政策に反映できるはずである。厚生労働省の施策の企画立案の際にこの調査報告書を利用しているとの主張があったが、本日の事業シートの中の「成果実績（成果指標の目標達成状況等）」欄には一切記載がなされていない。このような状態では、これ以上の支出はできないと考える。更に今日まで不透明な形でのプロジェクト採択が行われてきた。</p> <p>以上、様々な理由を勘案して、この調査研究プロジェクトは「廃止」とさせていただきたい。</p>
指摘内容	<p>「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」は平成21年度に廃止された一方で、障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである「障害者総合福祉法（仮称）」を検討するにあたっての課題について、地域における実践・取組みを踏まえて実態把握・検討を行うためとして、平成22年度には「障害者総合福祉推進事業」が新設されている。</p> <p>しかし、①いずれも障害者福祉に関する調査・研究事業であること、②廃止した事業同様新規事業におけるアウトカム指標がないことなどにみられるように、スキーム自体同様であり、事業仕分け第1弾における「障害者保健福祉推進事業費（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」の評価結果及びとりまとめコメントに則した対応が行われているとは言い難い。</p>



事業名等	介護サービス適正実施指導事業
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-27(1)</p> <p>「介護サービス適正実施指導事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：実施は各自治体</li> <li>・とりまとめコメント</li> </ul> <p>(1)について、第2WGの結論としては、「実施は各自治体で行う」としたい。研修、啓蒙活動は、現場に直接資金が渡るようにすべきで、国が関与すべきではない、都道府県に任せるべきである、との意見が多くあった。また、研修の内容についても都道府県に任せても良いのはとの意見があった。</p>
指摘内容	<p>「介護サービス適正実施指導事業」が平成21年度に廃止された一方で、当該事業のうち地域包括支援センター職員等研修事業については、別途、厚生労働省が行っている補助事業である「地域支援事業（包括的支援事業）」の対象経費となりうることから、事業仕分け第1弾における「介護サービス適正実施指導事業」の評価結果を踏まえた対応が行われていない。</p>

事業名等	後発品のある先発品などの薬価の見直し
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-5</p> <p>「後発品のある先発品などの薬価の見直し」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：見直しを行う</li> <li>・とりまとめコメント（略）</li> </ul> <p>エの市販品類似薬を保険外とする方向性については当WGの結論とするが、どの範囲を保険適用外にするかについては、今後も十分な議論が必要である。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、「社会保障審議会医療保険部会（平成21年11月25日、12月8日）において『市販類似薬は保険外とする』ことについて議論を行った上で、保険外とすることは見送った。」とのことであり、その後、次回診療報酬改定に向けて事業仕分け第1弾における「後発品のある先発品などの薬価の見直し」の評価結果に則して、どの範囲を保険適用外にするかについての議論は行われていない。</p>

事業名等	<p>その他医療関係の適正化・効率化  (①レセプト審査の適正化対策)  (②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-6①②</p> <p>「その他医療関係の適正化・効率化(①レセプト審査の適正化対策、②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：見直しを行う</li> <li>・とりまとめコメント(略)</li> </ul> <p>15名の仕分け人全員が「見直しを行う」。</p> <p>「ア. レセプト審査率と手数料を連動」は9名で、その他の意見の2名が「国保連・支払基金とも都道府県単位で解体の上再編」、「競争が働いていない」としており、事実上11名である。</p> <p>「イ. 国保連・支払基金の統合」は11名で、アと同様にその他の意見を含めて事実上13名である。</p> <p>以上より、仕分けチームとしてはア～エの論点について、この結論に従って見直しをする。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、『厚生労働省内に「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設けて議論を行っている』とのことであるが、事業仕分け第1弾における「その他医療関係の適正化・効率化(①レセプト審査の適正化対策、②国保中央会・国保連に対する補助金(国保連・支払基金の統合))」の評価結果に則したレセプト審査率と手数料の連動及び国保連・支払基金の統合といった見直しが行われていない。</p>

事業名等	<p>その他医療関係の適正化・効率化  (③入院時の食費・居住費のあり方)</p>
事業仕分け結果等	<p>○事業仕分け第1弾 事業番号2-6③  「その他医療関係の適正化・効率化(③入院時の食費・居住費のあり方)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果：見直しを行う</li> <li>・とりまとめコメント(略)</li> </ul> <p>15名の仕分け人全員が「見直しを行う」。  「エ.入院時の食費・居住費の見直し」は12名であった。  以上より、仕分けチームとしてはア～エの論点について、この結論に従って見直しをする。</p>
指摘内容	<p>事業仕分け第1弾の評価結果を受け、「社会保障審議会医療保険部会(平成21年11月25日、12月8日)において、食費・居住費(光熱水費)の引上げの範囲・対象者、引き上げ額をどうするか等について議論を行った上で、見直しを盛り込むことについては見送った。」とのことであるが、その後、事業仕分け第1弾における「その他医療関係の適正化・効率化(③入院時の食費・居住費のあり方)」の評価結果に則した次回診療報酬改定に向けて入院時の食費・居住費の見直しが行われていない。</p>